

## 第1章 公害関係法令手続き状況

本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、騒音規制法、振動規制法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、工場・事業場の届出等に関する事務を行っています。各届出等の状況は、次のとおりです。

### (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例委譲事務実施状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正（令和2年（2020年）10月1日）により、環境管理事業所等に関する手続きの内容が一部変更になっています。

#### ア 指定事業所等に関する申請・届出・報告の経由事務

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定事業所数		112	111	110	109	108
指定事業所に係る 申請・届出・報告の状況	設置許可申請	1	0	0	0	0
	指定施設設置工事完了届	1	0	0	0	0
	変更許可申請	1	3	0	2	2
	変更完了届	1	2	1	2	2
	変更計画中止届	0	0	0	0	0
	変更届	9	8	6	2	6
	地位承継届	0	1	1	1	0
	廃止等届	1	1	1	1	1
	休止等届	0	0	0	0	0
	現況届	0	0	0	0	0
	化学物質管理状況報告書	0	11	5	1	0
環境管理事業所等 に係る 申請・届出の状況	環境管理事業所認定申請	0	0	0	0	1
	優良環境管理事業所認定申請 *1	0	0	0	0	0
	環境管理事業所 (優良環境管理事業所 *2) に係る変更届	0(1)	1(2)	1(2)	0(1)	0(3)
地下水採取に係る 報告	地下水採取量測定結果報告書 *3	10	11	-	-	-
周辺環境配慮事業 に係る 計画・報告・届出	周辺環境配慮計画	0	0	0	0	0
	周辺環境配慮報告	0	0	0	0	0
	変更（廃止）届	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※指定事業所数は、神奈川県提供データ

- \* 1 令和3年（2021年）9月30日までは環境配慮推進事業所登録申請。
- \* 2 令和3年（2021年）9月30日までは、環境配慮推進事業所。
- \* 3 令和4年度以降神奈川県に権限を返還したことから経由事務終了。

#### イ 大型小売店舗における夜間小売業に係る届出の受理事務

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開始届	0	0	0	0	0
計画変更届	0	0	0	0	0
変更届	0	0	0	0	0
廃止等届	0	0	0	0	0
地位承継届	0	0	0	0	0

#### ウ 事故時等の措置等に関する報告の受理事務

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事故時等応急措置等完了報告書	0	0	0	2	0

## (2) 騒音規制法事務処理実施状況

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定施設	設置届	2	0	1	0	2
	使用届	0	0	0	0	0
	数変更届	0	1	0	0	1
	防止の方法変更届	0	0	0	0	0
	氏名等変更届	8	9	6	5	3
	使用全廃届	1	0	0	2	1
	承継届	0	1	1	2	0
	計	11	11	8	9	7
特定建設作業	くい打ち機等を使用する作業	1	4	1	1	2
	びょう打ち機を使用する作業	0	0	0	0	1
	さく岩機を使用する作業	122	142	114	130	132
	空気圧縮機を使用する作業	6	5	9	7	9
	コンクリートプラント等設けて行う作業	0	1	0	0	0
	バックホウを使用する作業	4	1	1	3	1
	トラクターショベルを使用する作業	1	0	0	0	0
	ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
	計	134	153	125	141	145

## (3) 振動規制法事務処理実施状況

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定施設	設置届	0	1	1	0	1
	使用届	0	0	0	0	0
	数及び使用の方法変更届	1	0	0	0	0
	防止の方法変更届	0	0	0	0	0
	氏名等変更届	1	5	3	2	2
	使用全廃届	0	1	0	1	1
	承継届	0	0	0	0	0
	計	2	7	4	3	4
特定建設作業	くい打ち機等を使用する作業	6	4	1	1	1
	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破碎機を使用する作業	5	6	0	0	0
	ブレーカーを使用する作業	45	66	41	56	65
	計	56	76	42	57	66

## (4) 騒音規制法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(1) 金属加工機械	114	114	114	114	113
(2) 空気圧縮機及び送風機	498	499	504	464	469
(5) 建設用資材製造機械	8	8	8	8	8
(7) 木材加工機械	34	34	34	34	33
(9) 印刷機械	3	3	3	3	2
(10) 合成樹脂用射出成形機	25	29	29	29	29
(11) 鋳造型機	1	1	1	1	1
特定施設総数	683	688	693	653	655
特定工場等総数	134	135	136	134	135

※特定施設数について、平成25年度に台帳整理を行った。

## (5) 振動規制法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(1) 金属加工機械	77	77	77	77	77
(2) 圧縮機	167	167	169	165	165
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機	6	6	6	6	6
(7) 印刷機械	3	3	3	3	2
(9) 合成樹脂用射出成形機	26	28	28	28	28
(10) 鋳造型機	1	1	1	1	1
特定施設総数	280	282	284	280	279
特定工場等総数	80	80	81	80	80

※特定施設数について、平成25年度に台帳整理を行った。

## (6) 大気汚染防止法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(1) ボイラー	46	47	44	35	35
(5) 金属溶解炉	2	2	2	2	2
(13) 廃棄物焼却炉	3	3	2	2	2
(29) ガスタービン	5	4	4	4	4
(30) ディーゼル機関	31	34	34	34	34
(31) ガス機関	2	2	2	2	2
特定施設総数	89	92	88	79	79
工場・事業場総数	41	42	40	39	39

※設置状況の提供は神奈川県

## (7) 水質汚濁防止法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	4年度		5年度		6年度	
	工場数	50m <sup>3</sup> 以上	工場数	50m <sup>3</sup> 以上	工場数	50m <sup>3</sup> 以上
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽	2	0	2	0	2	0
10 飲料製造業の用に供する施設	3	0	3	0	3	0
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	11	0	11	0	11	0
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	22	0	22	0	22	0
23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0	2	0	2	0
27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	2	0	2	0	2	0
63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	4 (3)	1 (1)	4 (3)	1 (1)	4 (3)	1 (1)
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	2 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
66 電気めっき施設	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
66の3 旅館業の用に供する施設	64	0	64	0	64	0
66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積360m <sup>2</sup> 未満の事業場を除く）の用に供するちゅう房施設	3	0	3	0	3	0
66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積420m <sup>2</sup> 未満の事業場を除く）	5	1	5	1	5	1
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	64 (7)	0	64 (7)	0	64 (7)	0
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3 (2)	0	3 (2)	0	3 (2)	0
68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0	1	0	1	0
71 自動式車両洗浄施設	34	0	34	0	35	0
71の2 科学技術に関する研究等を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	7 (4)	0	6 (3)	0	6 (3)	0
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	1	0	1	0
72 し尿処理施設（処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く）	0	0	0	0	0	0
73 下水道終末処理施設	2	2	2	2	2	2
74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
計	238 (20)	6 (3)	237 (19)	6 (3)	238 (19)	6 (3)

50m<sup>3</sup>以上：日排水量50m<sup>3</sup>以上の工場

( )内は有害物質使用工場数

※設置状況の提供は神奈川県

(8) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(5) 廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの	3 (2)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
計	3	3	1	1	1

施行令別表第2による区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(15) 廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
(18) 下水道終末処理施設	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
計	2	2	2	2	2

( ) 内は事業所数

※設置状況の提供は神奈川県

(9) 公害防止管理者等の選任届出状況（騒音・振動関係）

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）

ア 特定工場数・公害防止管理者等の選任状況（令和7年3月31日現在）

業種	特定工場数	公害防止管理者数 (同代理者数)
		騒音・振動関係
金属製品製造業	1	1(1)
電気機械器具製造業	0	0(0)
計	1	1(1)

イ 公害防止管理者等の届出状況

選任・解任届出	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
公害防止統括者（同代理者）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
騒音・振動関係公害防止管理者（同代理者）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)